

第1章 総 則

- 第1条 定款第14条第3項の規定に基づき、一般社団法人苫小牧青年会議所理事長選挙規則（以下理事長選挙規則という）を定める。
- 第2条 理事長選挙に関する事項を事務管理するため、理事長選挙管理委員会（以下選挙管理委員会という）を設定する。

第2章 理事長選挙管理委員会

- 第3条 選挙管理委員会は、委員3名をもって構成する。※会員数減少のため
2 選挙管理委員は、理事長が、毎年3月末日までに、正会員から委員を指名し、理事会の承認を経たうえで、直後の例会で報告する。
- 第4条 選挙管理委員会は、互選により1人の委員長を定める。
2 委員長は、委員会会務を処理し、委員会を代表して、総会、例会及び理事会において選挙に関する事項につき、報告及び意見を延べることができる。
- 第5条 選挙管理委員会の任期は、理事会において承認した日より、同年12月31日をもって満了する。

第3章 有権会員および推薦資格

- 第6条 法人法及びそれに基づく定款第24条第3項により、理事が理事長選挙権を有する。
- 第7条 正会員で、理事並びに監事経験者は、理事長推薦資格を有する。

第4章 理事長候補者および立候補届

- 第8条 理事の中、当該年度を含め、理事および監事を合計2回以上の経験者は、被選挙権を有する。ただし、正会員最終年度の会員は被選挙権を有さない。
- 第9条 立候補者は、理事会で別に定める下記様式書類を6月20日から6月30日までの期間に、事務局に届出をおこなわなければならない。
(1) 立候補の青年会議所における経歴書
(2) 次年度の抱負書
(3) 推薦者（2名以上）の推薦書
- 第10条 理事会は、前条における立候補者なき場合、直後の理事会で、理事長予定者1名の推薦決定をしなければならない。
- 第11条 選挙管理委員会は、本規則に定める規定を審査し、直後の総会で理事長予定

者を発表しなければならない。

第5章 選挙運動

- 第12条 複数の理事長候補者が出た場合は、理事会において選挙をおこなう。
- 2 選挙運動期間は、立候補者受付終了の翌日から7日間とし、選挙管理委員会がこれを指定する。期間以外は一切これを行ってはならない。
 - 3 選挙期間終了直後の理事会において理事長予定者の選挙を行う。
 - 4 候補者が一人の場合は、立候補者受付終了の翌日より最も近い理事会において信任をおこなう。信任は出席理事者の半数以上の賛成とする。信任されない場合は、第10条に基づき、立候補した者以外の理事の中から1名を理事長予定者として選出する。
- 第13条 候補者ならびにこれを支持する理事は、本会議所の目的に則り、名誉を重んじ、節度ある運動をしなければならない。

- 第14条 前条の規定に違反すると認められる場合、選挙管理委員会は、委員会で協議のうえ、これを理事会に報告するものとし、理事会は、委員会報告が理由あるものと認められる場合は、理事長選任の前後にかかわらず出席理事の3分の2以上の決議をもって立候補資格を喪失させることができる。
- 2 前項の規定により理事長候補者もしくは理事長予定者が資格喪失した場合、理事会は直ちに理事会において、理事長予定者1名を決めなくてはならない。
 - 3 当該理事会において、理事長予定者が決まらない場合は、選挙管理委員長の許可の下に、次回の理事会に選任を延期することが出来る。ただし、延期の期限は最終理事会までとし、その間に決まらない場合は被選挙権を持つ理事長、副理事長、専務理事の中から1名を理事長予定者として選出する。

第6章 投票および承認

- 第15条 投票は理事会においてするものとし、選挙管理委員会が作成する投票用紙にておこなう。
- 2 開票は、選挙管理委員会が選ぶ理事以外の正会員2名が立会うことを要し、投票の場において集計を行なう。
 - 3 投票の結果、同数の場合は一回のみ再投票を行なう。再投票の結果、同数の場合は抽選とする。

- 第16条 候補者が1名の場合においても、理事会において信任の承認を受けなければならない。
- 2 前項の方法は、理事会の場で決定するものとする。

- 第17条 前2条の投票または承認の際、候補者は立候補の抱負を述べなければならない。

第7章 雑則

第18条 本規則に定める各種書類の様式ならびに記載例は、理事会でこれを定める。

第19条 本規則に定めるもののほか、選挙に関して必要な事項は、選挙管理委員会が定めるものとする。

第20条 副理事長、専務理事についても理事会において理事の中から選定する。

2 選定方法は理事長選挙後の理事会において選定する。

3 副理事長及び専務理事の立候補は、理事会内でおこない、その場で選挙又は信任をおこなう。

4 副理事長の人数は定款第13条第2項に基づいた範囲で次年度予定者が決める。

附 則

本規則は、一般社団法人苫小牧青年会議所の設立の登記の日より施行する。